

平成 24 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 兵 機 海 運 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 東 洋 治  
コ ー ド 番 号 9 3 6 2 ( 大 証 第 二 部 )  
問 合 せ 先 管 理 部 長 安 積 拓 也  
電 話 : 078 - 940 - 2351

### 定款一部変更に関するお知らせ

平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 69 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

(1) 社外取締役及び社外監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また広く適任者を得られるよう、この責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。  
(定款第 28 条及び第 35 条)

なお、社外取締役の責任限定条項(定款第 28 条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行なうものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
<新設>	(社外取締役の責任限定) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が既定する額まで限定する契約を締結することができる。
第 28 条～第 33 条 <条文省略>	第 29 条～第 34 条 <現行どおり>
<新設>	(社外監査役の責任限定) 第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が既定する額まで限定する契約を締結することができる。
第 34 条～第 36 条 <条文省略>	第 36 条～第 38 条 <現行どおり>

以 上